

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護士米村正一の上告趣意一について。

所論は原判決の判例違反を主張する。しかし、原判決の認定によれば、被告人は昭和二五年二月八日早朝 A ほか一名に頼まれ同人らがその頃他から窃取して来た衣類等在中の風呂敷包二個をその赃物であることの情を知りながら鎌倉市 a b 番地 B 方附近から同人宅四畳半の押入までの間運んでやつたというのであるから、赃品の場所的移転はあるのであり、たとえその運んだ距離にさほど遠くないものがあるといえ、被告人は本件赃品の隠匿に加功し、被害者の該赃品に対する権利の実行を困難ならしめたものといえることができる。従つて、原判決が本件につき赃物運搬罪の成立を肯定したのは相当であり、何ら論旨引用の判例と相反する判断をしたことにはならない。所論は採用できない。

同二について。

原判決が判示赃物運搬の事実認定の証拠として挙示している被告人の司法警察員に対する第一、二回供述調書が被告人の自白調書であり、その有力な補強証拠となつている第一審第七回公判における証人 B の証言中に C の供述を内容とするいわゆる伝聞部分のあることは所論のとおりである。しかし、右証言に際し被告人側から異議の申立のあつた形跡はない。のみならず、同証言と被告人の司法警察員に対する第一回供述調書とを総合すれば右 C と D とは同一人であることが窺われ、第一審第五回および同第一一回各公判における証人 D の証言によれば、同人は既に本件犯行当時の記憶は全くこれを喪失していると認められること原判示のとおりであり、しかも原審公判当時同人が既に所在不明となつていたことは本件記録に徴し明らかである。しからば、原判決が刑訴三二四条二項、三二一条一項三号の趣旨に則り、

右証人Bの供述に証拠能力を認めたのは相当であつて、原判決には何ら所論の如き判例違反はない。また、論旨中違憲をいう点は、その実質は、原判決が右Bの証言に証拠能力を認めたことを非難する訴訟法違反の主張に帰し、上告適法の理由とならないばかりでなく、同判決に所論のような違法のないことは右に述べたとおりである。

また記録を調べても刑訴四―一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三三年一〇月二四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一